

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年3月27日
【会社名】	株式会社ニチリン
【英訳名】	NICHIRIN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 良雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市中央区江戸町98番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社ニチリン東京支社 (東京都港区芝浦一丁目3番11号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役清水良雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社ならびに連結子会社および持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社ならびに連結子会社13社および持分法適用関連会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、持分法適用関連会社1社については、金額的および質的重要性の観点から財務報告の信頼性に及ぼす影響が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲については、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

当事業年度末日時点において、下記の事実に対する内部統制の整備と運用に要する時間が十分に確保できず、是正が完了していないものがあり、財務報告に重要な影響を与える可能性があることについて、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。これにより、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断しました。

記

当社は、当社連結子会社であるニチリン テネシー インク（米国 テネシー州 ルイスバーグ市：以下NNT社）で、平成23年期末から平成24年6月にかけて行われていた在庫数量操作による棚卸資産の過大計上（利益の過大計上）という不適切な会計処理および調査の過程において発見された誤謬による棚卸資産の過大または過小計上等により、過年度の決算を訂正するとともに、平成23年12月期の有価証券報告書および平成23年12月期の第1四半期、第2四半期、第3四半期、平成24年12月期の第1四半期、第2四半期の四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実につきましては、当社から海外子会社に対する統制、当社から海外子会社の会計処理に対する監視、コンプライアンス意識の徹底、内部通報制度の周知徹底などが不十分であり、当社における全社的な内部統制および全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスにおいて内部統制が十分に機能しなかったことに起因するものであると重く受け止めております。開示すべき重要な不備については、是正計画に沿い、以下の是正措置について順次改善活動を展開しております。平成25年12月期中には開示すべき重要な不備の是正ならびに経営者による評価を完了する予定です。今後はこのような不祥事を二度と起こさないよう、適切な内部統制の整備と運用を図ってまいります。なお、過年度からの決算の訂正を行うとともに経理処理の再検討を行った結果、必要な修正はすべて連結財務諸表に反映しております。

<是正措置項目>

- ・当社から海外子会社に対する統制の強化
- ・当社から海外子会社の会計処理に対する監視強化
- ・コンプライアンス意識の徹底
- ・内部通報制度の周知徹底と強化

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。